

## 岡山市条例第49号

### 岡山市民の終活を支援するための条例

住み慣れた地域で安心して生涯を通じ、自分らしくより充実した日々を送り、自らの望む人生を全うすることのできる社会の実現は、私たち市民の願いです。

自分らしい人生を送るためには、人生設計を自ら考え、選択し、決定していくことが求められます。そして、その考え方はそれぞれ異なるものであり、尊重されなければなりません。

しかしながら、自分らしい人生とは何か、自分の人生をどのように全うするかを考えることに不安やおそれを抱く人も少なくありません。また、高齢者の単身世帯が増加し、とりわけ、頼れる親族などがいない場合はなおさらです。

誰しも訪れる人生の終着点をどのように迎えたいかという理想の下に、そこから遡って今すべきことは何かを考え、人生の先々の準備を整えることは、世代を問わず、全ての市民が取り組むことができることです。

医療、介護、葬儀、相続等に係る自らの思いを、残される親族及び信頼できる周囲の人と共有しておくことは、将来への不安を軽減し、今をよりよく生きることにつながるものと期待できるものです。

ここに、私たちは、終活支援に係る理念を明らかにするとともに、人生を総括し、自分らしい人生を全うするための準備として市民が取り組む終活を支援し、終活支援に係る施策を推進するため、この条例を制定します。

#### (目的)

第1条 この条例は、市が行う終活支援に関する基本理念及び基本的施策を定め、市の責務並びに市民及び事業者の役割を明らかにすることで、市民の将来への不安を軽減するとともに、全ての世代が自身の人生を見つめ、今をよりよく生きることのできる心豊かな市民生活の実現に寄与することを目的とする。

#### (定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 終活 世代を問わず、人生をどのように全うしたいかという理想の下に、そこから遡って今すべきことは何かを考え、人生を全うするに当たっての先々の準備を整える活動をいう。
- (2) 市民 市内に居住し、又は勤務し、若しくは通学する者をいう。
- (3) 事業者 本市の区域内で終活に関する事業を営む個人及び法人その他の団体をいう。
- (4) 終活支援 終活に関して市及び事業者が行う支援をいう。
- (5) 人生会議 人生の最終段階における医療及びケアについて、本人が家族、医療・ケアチーム等と事前に繰り返し話し合う取組をいう。
- (6) エンディングノート 終活に関する自らの意思を記録するための冊子をいう。
- (7) おくやみハンドブック 死亡届を提出した後に必要となる手続を記載した冊子をいう。

(基本理念)

第3条 終活支援は、次に掲げる事項を基本理念として行うものとする。

- (1) 市民が主体的に終活に取り組むことができる環境を整備すること。
- (2) 終活に関する市民の要望を適切に把握し、時代に適合した施策を行うこと。
- (3) 市民それぞれの終活に対する考え方を尊重し、理解を深めること。

(市の責務)

第4条 市は、終活に取り組む市民を適切に支援するものとする。

2 市は、終活支援に関する施策の実施に当たっては、次に掲げる点に留意するものとする。

- (1) 基本理念にのっとり、各種の施策相互の有機的な連携を図りつつ、総合的に行うよう努めること。

(2) 終活は、市民自らの主体的な意思によりなされるものであり、取組を行う又は行わないことを強制されるものではないこと。

(事業者の役割)

第5条 事業者は、基本理念にのっとり、自らの事業の専門性を生かし、終活に取り組む市民を適切に支援するとともに、市が実施する終活支援に関する施策に協力するよう努めるものとする。

2 事業者は、市民が安心して終活に取り組むことができるよう、国の作成した高齢者等終身サポート事業者に関するガイドラインを遵守し、適正な事業の実施に努めるものとする。

(市民の役割)

第6条 市民は、終活が自らの将来への不安を軽減し、及び周囲の人への配慮につながることを踏まえ、本人の意思により、それぞれが判断する適切な時期に終活に取り組むよう努めるものとする。

(基本的施策)

第7条 市は、事業者と連携して、次に掲げる施策の推進に努めるものとする。

- (1) 人生会議その他の終活に関する普及啓発及び教育
- (2) エンディングノートその他の終活に関する自らの意思を記録するための媒体の作成及び普及
- (3) おくやみハンドブックの作成及び普及
- (4) 終活に関する様々な手続への正しい理解の普及
- (5) 終活に関する相談の支援
- (6) 終活に関する情報の収集及び提供
- (7) 終活に係る個人情報の詐取その他犯罪行為に対する防犯の啓発及び知識の普及
- (8) その他市長が終活支援の推進のために必要と認める施策

(財政上の措置)

第8条 市は、前条の施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。